

宇治市監査委員公表第20号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和5年12月26日

宇治市監査委員

池上哲朗

松岡ゆかり

堀明人

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を、宇治市監査基準に準拠し実施した。

## 第2 監査の対象

健康長寿部及び公営企業上下水道部の財務に関する事務のうち、次の項目について監査を実施した。

後期高齢者医療保険料収入状況（年金医療課）

福祉医療費返還金等収入状況（年金医療課）

国民健康保険料収入状況（国民健康保険課）

一般被保険者・退職被保険者返納金収入状況（国民健康保険課）

委託料支出状況（下水道計画課、下水道建設課、下水道管理課、水管理センター、水道総務課）

工事請負費支出状況（下水道建設課、下水道管理課、水管理センター、下水道計画課、水道総務課）

## 第3 監査の着眼点

監査の対象事務について、収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務が関係法令にのっとり行われているかどうか、部局に特有な事務事業に関し、経済性、効率性、有効性等が図られているかどうかに着眼し、抽出して実施した。

## 第4 監査の主な実施内容

この監査は、健康長寿部年金医療課、国民健康保険課、公営企業上下水道部下水道計画課、下水道建設課、下水道管理課、水管理センター及び水道総務課における事務事業のうち、主として令和5年4月1日から令和5年8月31日までの財務に関する事務を対象とし、それぞれの関係諸帳簿、証拠書類等を審査し、文書及び口頭による質問調査を実施した。

## 第5 監査の実施場所及び日程

令和5年10月2日から31日までに、監査対象部局の事務室等及び監査委員事務室において予備調査を実施するとともに、令和5年11月28日に監査委員事務室において監査委員監査を実施した。

## 第6 監査の結果

監査の結果は、後記一部指摘事項が見受けられたので、改善されたい。特に指摘する事項が見当たらなかったものについては、引き続き適正な事務の執行に努められたい。

### 記

#### 1 年金医療課

(1) 後期高齢者医療保険料収入状況について

後期高齢者医療保険料の滞納分については適正に処理されていた。

(2) 福祉医療費返還金等収入状況について

適正に処理されていた。

#### 2 国民健康保険課

(1) 国民健康保険料収入状況について

適正に処理されていた。

(2) 一般被保険者返納金収入状況について

具体的な徴収手続や基準を示したマニュアルが整備されていなかった。速やかに滞納整理事務マニュアルを整備し、より適正な債権管理に努められたい。

(3) 退職被保険者返納金収入状況について

適正に処理されていた。

#### 3 下水道計画課

(1) 委託料支出状況について

適正に処理されていた。

#### 4 下水道建設課・下水道計画課

(1) 委託料支出状況について

おおむね適正に処理されていた。

(2) 工事請負費支出状況について

適正に処理されていた。

5 下水道管理課・下水道計画課

- (1) 委託料支出状況について  
適正に処理されていた。
- (2) 工事請負費支出状況について  
適正に処理されていた。

6 水管理センター・下水道計画課・水道総務課

- (1) 委託料支出状況について  
おおむね適正に処理されていた。
- (2) 工事請負費支出状況について  
適正に処理されていた。